

令和元年度 海上運送法に基づく行政処分等一覧

番号	処分等年月日	事業者名	事業者住所	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	是正状況
1	令和元年7月30日	有限会社丸は宝来水産 (法人番号： 6462502000731)	北海道目梨郡羅臼町海岸町74番地	輸送の安全確保に関する命令	<p>令和元年6月26日14時頃、旅客船「カムイワッカ55」は旅客37名を乗せ、北海道知床半島沖を航行中、基準航路を逸脱し、暗礁に接触後、離礁のため後進した反動で旅客が転倒し、負傷した。</p> <p>同年7月11日及び12日、海上運送法に基づく特別監査を実施し、輸送の安全を阻害している事実が認められたため、同年7月30日、社内で航行海域に潜在する暗礁等の危険を共有するとともに、全乗組員に対し、基準経路の遵守に係る指導を継続的に行い、不適切な操船に起因する事故の撲滅を図ることを含む命令を行った。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 全従業員に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）に係る安全教育を定期的に行い、その目的及び手順の周知徹底を図ること。 社内で航行海域に潜在する暗礁等の危険を共有するとともに、全乗組員に対し、基準経路の遵守に係る指導を継続的に行い、不適切な操船に起因する事故の撲滅を図ること。 乗客が転倒するおそれのある状況が予見される場合には、船内放送により注意を喚起するなど、安全を確保するために必要な事項の周知徹底を図ること。 全乗組員に対し、常日頃より、不測の事態に際しては航行の継続の中止を含む適切な措置を躊躇なく講じるよう明確な指示を与え、安全の確保を優先する意識の定着浸透を図ること。 安全統括管理者及び運航管理者は、常に連絡を取れる状態を維持し、事故発生時等に際しては確実に報告を受け、必要な措置を講じられる体制を確立すること。 年1回以上、全社を挙げて対応すべき規模の事故を想定した実践的な事故処理訓練を実施し、関係官署への速報を含む非常連絡に係る規定の遵守を徹底すること。 	是正確認済（是正確認日：令和元年8月1日）
2	令和元年12月24日	株式会社プロロ（法人番号： 7430001032711）	北海道札幌市東区北10条東16丁目1番20号	文書指導	<p>令和元年8月14日、「PROROW III」は、旅客8名を乗せ、北海道小樽市赤岩山沖を航行中、複数の向かい波によって船舶が動揺し、船体に衝撃を受けた。その際の衝撃により、旅客2名が負傷した。</p> <p>同年8月22日、海上運送法に基づく特別監査を実施し、輸送の安全を阻害している事実が認められたため、同年12月24日、安全管理規程（運航基準）に定める運航の可否判断を慎重に行い、気象海象が悪化した場合にあっては、周囲の状況を確認の上、船舶の減速や停止を含む、旅客の安全を最優先とした操船を行うことを含む指導を行った。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 安全管理規程（運航基準）に定める運航の可否判断を慎重に行い、気象海象が悪化した場合にあっては、周囲の状況を確認の上、船舶の減速や停止を含む、乗客の安全を最優先とした操船を行うこと 発航前及び乗客が座席を移動した際は、身近な手すり等を乗客に確認させ、転針や波を越える時など乗客が転倒するおそれのある場合には、事前に着席及び手すり等にしっかりと掴まるよう、的確に指示すること 乗客や乗組員が負傷した場合又は負傷した可能性がある場合は、事故又はインシデントと認識の上、安全管理規程（事故処理基準）に基づき、関係官署への速報等を行うこと 事故又はインシデントが発生した際における対応手順をはじめ、安全管理規程に係る安全教育を定期的に行い、各種基準に定める手順の周知徹底を図ること 年1回以上、全社を挙げて対応すべき規模の事故を想定した実践的な事故処理訓練を実施し、関係官署への速報を含む非常連絡に係る規定の遵守徹底を図ること 	是正確認済（是正確認日：令和2年1月10日）